

5 - 1 居宅療養管理指導（病院又は診療所）

居宅療養管理指導事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

申請者要件	病院又は診療所の開設者			
人員基準	区分	職種・資格等	員数	
	従業者	・医師又は歯科医師 ・薬剤師、看護職員、歯科衛生士（保健師、看護師、准看護師）、管理栄養士	・1人以上 ・内容に応じた適当数	
	居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導について、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の人員に関する基準を満たすことをもって、介護予防居宅療養管理指導の基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準	・病院又は診療所 ・事業の運営に必要な広さ ・居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等		➤ 設備及び備品等については、当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができる。	
	居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導について、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の設備に関する基準を満たすことをもって、介護予防居宅療養管理指導の基準を満たしているものとみなすことができる。			
運営基準	項目	国省令 (条文)	県条例 (条文)	県規則 (条文)
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定等の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・身分を証する書類の携行 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定居宅療養管理指導の基本取扱方針 ・指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針 ・利用者に関する市町村への通知 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・非常災害対策 県独自 ・衛生管理等 ・掲示 ・秘密保持等 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 64(準) 16(準) 18(準) 19(準) 87 21(準) 88 89 26(準) 52(準) 90 30(準) 31(準) 32(準) 33(準) 35(準) 36(準) 36の2(準) 37(準) 38(準) 90条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 80 81 82 15(準) 41(準) 83 19(準) 20(準) 21(準) 22(準) 23(準) 23(準) 24(準) 84 	<ul style="list-style-type: none"> 4(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 46(準) 16(準) 18(準) 19(準) 54 20(準) 55 56 22(準) 23(準) 25(準) 26(準) 57

5 - 2 居宅療養管理指導（薬局）

居宅療養管理指導事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

申請者要件	薬局の開設者			
人員基準	区分	職種・資格等	員数	
	従業者	・薬剤師	・1人以上	
	居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導について、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の人員に関する基準を満たすことをもって、介護予防居宅療養管理指導の基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局 ・事業の運営に必要な広さ ・居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等 			
	居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導について、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の設備に関する基準を満たすことをもって、介護予防居宅療養管理指導の基準を満たしているものとみなすことができる。			
運営基準	項目	国省令 (条文)	県条例 (条文)	県規則 (条文)
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定等の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・身分を証する書類の携行 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定居宅療養管理指導の基本取扱方針 ・指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針 ・利用者に関する市町村への通知 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・非常災害対策 県独自 ・衛生管理等 ・掲示 ・秘密保持等 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 64(準) 16(準) 18(準) 19(準) 87 21(準) 88 89 26(準) 52(準) 90 30(準) 31(準) 32(準) 33(準) 35(準) 36(準) 36の2(準) 37(準) 38(準) 90条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 80 81 82 15(準) 41(準) 83 19(準) 20(準) 21(準) 22(準) 23(準) 24(準) 84 	<ul style="list-style-type: none"> 4(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 46(準) 16(準) 18(準) 19(準) 54 20(準) 55 56 22(準) 23(準) 25(準) 26(準) 57

5 - 3 居宅療養管理指導（訪問看護ステーション）

居宅療養管理指導事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

申請者要件	指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーションの開設者			
人員基準	区分	職種・資格等	員数	
	従業者	看護職員（保健師、看護師、准看護師）	常勤換算2.5以上	
	居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導について、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の人員に関する基準を満たすことをもって、介護予防居宅療養管理指導の基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション ・事業の運営に必要な広さ ・居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等 			
	居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導について、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の設備に関する基準を満たすことをもって、介護予防居宅療養管理指導の基準を満たしているものとみなすことができる。			
運営基準	項目	国省令 (条文)	県条例 (条文)	県規則 (条文)
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定等の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・身分を証する書類の携行 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定居宅療養管理指導の基本取扱方針 ・指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針 ・利用者に関する市町村への通知 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・非常災害対策 県独自 ・衛生管理等 ・掲示 ・秘密保持等 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 64(準) 16(準) 18(準) 19(準) 87 21(準) 88 89 26(準) 52(準) 90 30(準) 31(準) 32(準) 33(準) 35(準) 36(準) 36の2(準) 37(準) 38(準) 90条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 80 81 82 15(準) 41(準) 83 19(準) 20(準) 21(準) 22(準) 23(準) 23(準) 24(準) 24(準) 84 	<ul style="list-style-type: none"> 4(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 46(準) 16(準) 18(準) 19(準) 54 20(準) 55 56 22(準) 23(準) 25(準) 26(準) 57